

(保護者宛 例)

令和5年4月 日

〇〇学校保護者 様

〇〇学校長

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校における「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動について（お知らせ）

このことについて、国の方針により、マスクの着用の考え方については、「学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等と見直されましたので、下記のとおりお知らせします。

今回の見直しにより、マスクの着用の考え方は見直されましたが、その他の基本的な感染症対策については、引き続き取り組むようお願いいたします。学校におきましても、換気や手洗い・消毒等の感染対策を行いながら、教育活動に取り組んでまいります。

今後、感染症法の位置づけが5類に移行されることに合わせて、マスク着用以外の感染症対策等についても見直しが行われる予定ですので、御承知おきください。

なお、これまで、文部科学省が定める「地域の感染レベル」に基づき、地域の感染状況に応じた対応をお願いしてきましたが、今回の見直しをもって、「地域の感染レベル」の考え方は廃止されましたので、併せて、御承知おき願います。

記

1 基本的な感染症対策の実施について

- (1) 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、校外学習等において混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面や、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられます。
- (2) 毎朝の検温等、健康観察を実施し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には自宅で休養するよう願います。軽微な症状である場合は、健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、校内等の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて判断しますので御相談ください。
- (3) 登校時又は登校後に発熱等の症状がみられる場合には、お子様の迎えに来校する等の対応を保護者に依頼します。症状がなくなるまで自宅で休養するよう願います。

(保護者宛 例)

2 出欠席等の扱いについて

- (1) 児童生徒本人が濃厚接触者や陽性者になった場合、また、発熱等の風邪症状がある場合は、「出席停止」(※)となります。陽性者の場合、発症日から7日間は出席停止となります。
- (2) 家庭内に陽性者がいる場合は、同居家族は濃厚接触者と特定されます。感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して5日間は出席停止(無症状であれば、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能)とします。ただし、保健所等から自宅待機期間等の指示があった場合はその期間等とします。
- (3) 同居家族等に発熱等の風邪の症状がみられる場合でも、コロナウイルスの感染でないことが診断されている場合は、児童生徒が登校することは可能です。(ただし、この時に御家庭の判断で欠席する場合は、「出席停止」とします。)

※「出席停止」…病気や家庭事情での欠席の扱いとは違い、「出席停止」の日数は「出席すべき日数」に含めません。(例：濃厚接触者になって5日間学校に登校できなかった場合、年間授業日数が205日あっても、該当児童生徒の「出席すべき日数」は「200日」となります。)

3 学校への報告について

学校においてお子様の安全安心を確保するため、また、学校が安全な場であるため、以下のような場合は必ず学校に御連絡ください。知り得た情報の取扱いについては、保護者の意向を尊重します。

- ① お子様の感染が判明した場合
- ② お子様の同居家族等の感染が判明し、お子様が濃厚接触者に特定された場合
- ③ その他、感染について心配がある場合

土曜日、日曜日、祝日などの休日に学校と連絡が取れない場合は、次の月曜日など、学校が開いている日時に御連絡ください。

4 その他

健康上の理由等、様々な理由でマスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、マスクの着用については個々の判断を尊重し、着用の有無による差別・偏見等がないよう、御理解をお願いします。

担当
電話